

社労士コラム

ホンマのつぶやま

社会保険労務士

本間邦弘

最低賃金が出そろう、今年の内容は？

地域別最低賃金の引き上げを決定する地方最低賃金審議会の答申が出そろい、令和7年10月以降の地域別最低賃金の改定額と、発効予定日が決定しました。全国47都道府県で63円〜82円の引き上げが実施されます。全国平均額は1121円となり、過去最高の引き上げとなった昨年を超える66円の引き上げとなりました。

今年が例年と異なるのは実施の時期に幅があることです。10月1日に引き上げを実施するのは栃木県の1県のみで、10月2日に新潟県、10月3日に東京都や千葉県、長野県が続きます。そのほか、11月1日や12月1日、1月1日などと実施時期がバラバラで、一番遅いのが秋田県の3月31日となっています。

今回の引き上げで最低賃金が最も低い秋田県が80円アップとなり、宮崎県などの1023円を上回ります。また、最も高い82円の引き上げとなったのは熊本県で、1月1日から1034円に引き上げられます。

実施の時期と賃金の支払いを東京都でみると、10月2日までは現在の1163円で計算し、10月3日からは新たに1226円で計算して支払うこととなります。最低賃金の

適用は、それぞれの事業所がある地域の最低賃金を適用します。例えば、東京都に本社があり、支社が宮崎県にある場合には、法的にはそれぞれの最低賃金が適用されます。本社採用では10月3日から1226円、支社採用では11月16日から1023円に引き上げられます。大手企業では、給与計算を本社で一括して行う例もありますが、その場合でも事業所の所在地の最低賃金が適用されます。

企業によっては、東京都以外の最低賃金の低い地方に事業所を構え、現地で採用することで賃金を抑えることも見受けられます。ただし、その事業所がごく小規模で独立性がなく本社機能を持つ事業所と同一であると見なされた場合は、一番高い額の最低賃金が適用されるので、最低賃金逃れのための形式だけの事業所と判断されないように注意が必要です。

派遣社員については、原則として派遣先の事業所の所在地の最低賃金が適用されることとなります。最低賃金には、地域別最低賃金のほかに「特定最低賃金」として特定の産業について設定されているものがあります。この最低賃金が定められているのは、今年3月末時点で224件です。そのうち223件は各都道府県内の特定の産業として定められ、残りの1件は「全国非金屬鉱業最低賃金」として全国単位で定められています。現在、特定最低賃金を介護事業などに適用することが検討されているようです。今後の改訂内容にも注意が必要です。